

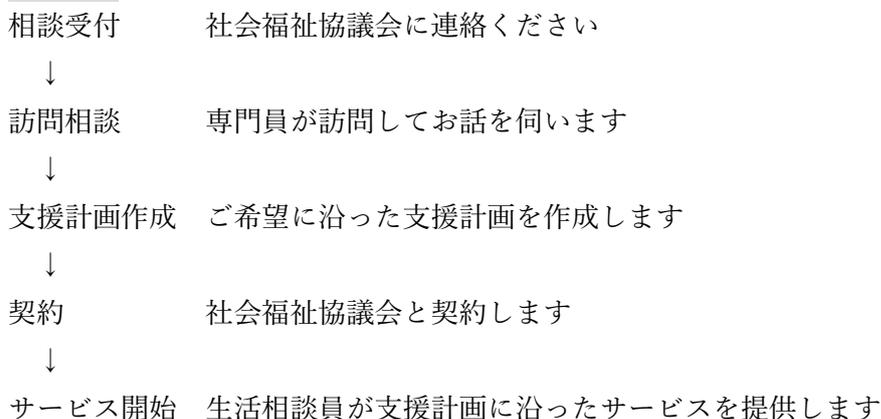
日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、判断能力が不十分な方々に対して、本人に代わって福祉サービスの手続きや、金融機関での払い戻しや支払いのお手伝い等のサービスを提供し、地域で安心して暮らせるようお手伝いする事業です。

サービス内容

- 福祉サービスの利用援助
 - ・福祉サービスの利用に関する相談、情報提供、手続きのお手伝い
 - ・福祉サービスの苦情申立ての相談
- 日常生活の金銭管理（1時間 1,000円）
 - ・年金、福祉手当等の受取り手続き
 - ・税金、公共料金、日用品等の代金の支払い手続き等
- 書類等預かりサービス（1ヶ月 500円）
 - ・貸金庫でお預かりできる書類等
 - 年金証書、定期預金証書、権利書、実印、銀行印等

利用方法



※この事業は、ご本人と契約を結んで利用していただく制度です。そのため、契約内容が理解できないほど判断能力が低下されている場合は成年後見制度など、ご本人にふさわしい制度をご案内します。